

1 事業名

所沢市学校給食センター再整備事業契約締結についての一部変更

2 事業の概要

所沢市学校給食センター再整備事業については、令和3年11月に事業者と原契約を締結し、PFI手法により設計・建設、開業準備、その後15年間の運営、維持管理等を包括的に実施している。

本事業は、建設業務に係る対価について、割賦払分の基準金利が令和6年3月に確定したこと、また、開業準備に係る対価について、物価変動により事業契約に定める指標が基準を超えたことに伴い、契約金額の増額を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、物価変動等に伴い変更契約を締結している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、地方自治法施行令、所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）、建築基準法

6 事業費及びその財源等

（事業費）所沢市学校給食センター再整備事業（令和3年度～令和20年度）
事業費総額 10,319,984,623円

(財 源) 国庫支出金	389,237,000 円
地方債	1,300,500,000 円
一般財源	8,630,247,623 円

7 その他

添付資料

- ・ 所沢市学校給食センター再整備事業変更契約概要

所沢市学校給食センター再整備事業変更契約概要

- 1 事業名 所沢市学校給食センター再整備事業
- 2 事業場所 所沢市大字中富 1862 番地の 1
- 3 既決契約金額 10,289,854,781 円
- 4 変更後契約金額 10,319,984,623 円
- 5 契約増額金額 30,129,842 円
- 6 変更の理由 建設業務に係る対価について、割賦払分の基準金利が令和 6 年 3 月に確定したこと、また、開業準備に係る対価について、物価変動により事業契約に定める指標が基準を超えたことに伴い、契約金額を変更する必要性が生じたため
- 7 仮契約日 令和 6 年 8 月 7 日
- 8 契約の相手方 所沢市けやき台二丁目 31 番地の 2
株式会社所沢学校給食サービス
代表取締役 嶋田達哉